

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針

表 修正箇所一覧

	修正前	修正後
34	<p>16 住民等への情報伝達方法の改善</p> <p>・避難準備情報、避難勧告・指示の伝達の体制や機器等の整備</p>	<p>16 住民等への情報伝達方法の改善</p> <p>・避難準備情報、避難指示の伝達の体制や機器等の整備</p>
35	<p>19 避難勧告等の発令基準の改善</p> <p>・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の改善</p>	<p>19 避難指示等の発令基準の改善</p> <p>・避難準備情報、避難指示の発令基準の改善</p>
36	<p>H. 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p>	<p>H. 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成</p>
36	<p>29 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成</p> <p>・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</p>	<p>29 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成</p> <p>・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</p>
37	<p>・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>	<p>・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難指示の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>